

経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務 民間競争入札実施要項（案）  
に関するご意見の募集について

平成22年10月1日  
特 許 庁  
総 務 部 会 計 課  
厚 生 管 理 室

経済産業省特許庁では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成23年度より、経済産業省特許庁舎の管理・運營業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。このたび公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に従って、公共サービス改革法第14条に基づき「経済産業省特許庁舎管理・運營業務民間競争入札実施要項（案）」（以下「実施要項（案）」という。）を定めるに当たり、「実施要項（案）」を公表して広く国民の皆様からのご意見を募集し、そのご意見を十分に考慮した上で官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の審議を経ることと致しました。

つきましては、下記要領により「実施要項（案）」に対するご意見をお寄せ願います。

なお、頂いたご意見は、監理委員会等での審議資料として公表させて頂く場合があります。また、ご意見に対して個別に回答することは予定しておりませんのでその旨ご了承願います。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照下さい。

1. 意見募集対象

経済産業省特許庁舎の管理・運營業務 民間競争入札実施要項（案）（PDF）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）欄」に掲載いたします。

3. 意見募集期間

平成22年10月7日（木）～平成22年10月27日（水）（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

氏名、住所（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)及び連絡先を明記のうえ、意見提出期限までに次のいずれかの方法にてご提出下さい。

※意見書は日本語でご記入下さい。

※電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス : PAOK00@jpo.go.jp

※ご意見はテキスト形式で送付願います。

※件名に必ず「パブリックコメント意見」と御記入ください。

(2) F A Xの場合

F A X番号 : 03-3595-2727

特許庁総務部会計課厚生管理室

パブリックコメント担当 あて

(3) 郵送の場合

〒100-8915

千代田区霞が関3-4-3

特許庁総務部会計課厚生管理室

パブリックコメント担当 あて

5. その他

ご提出いただきましたご意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。いただきましたご意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス又はF A X番号を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に付記された氏名等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認など、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、ご記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただきます。

(意見提出様式)

特許庁総務部会計課厚生管理室  
パブリックコメント担当 あて

経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務 民間競争入札実施要項（案）  
に対するご意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電 話 番 号

4. 電子メールアドレス又はFAX番号

5. ご 意 見

①該当箇所

(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように記載してください。)

②ご意見

③理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)